

町 県 民 税

町県民税は町内に住所を有し、前年に一定以上の所得があった人、若しくは町内に住所がない人でも、町内に事務所・事業所・家屋敷がある人が課税されます。

収納された税金は町民税約6割、県民税約4割に配分され、県や町が行う身近なサービスの費用として使われます。

【町県民税の課税対象者】

- ◎ 1月1日現在、和木町に住所を有する人
- ◎ 和木町に事務所・事業所・家屋敷を所有している人で町外に住所がある人

【税額の算出方法】

町県民税は前年中の所得を基準として計算され、均等割と所得割があります。

- ◎ 均等割（一律に課税されます。）

町民税	3, 500円
県民税	2, 000円

※県民税には「やまぐち森林づくり県民税」500円が含まれています。

- ◎ 所得割（通常、次の計算式で求めます。）

$$\boxed{\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

※ 前年中の所得は収入金額から必要経費・給与所得控除等を差し引いて求めます。

※ 所得控除には基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などがあります。

※ 所得割の税率は、一律10%（町民税6%・県民税4%）です。

【町県民税が課税されない人】

- ◎ 均等割も所得割も課税されない人
 - ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ・ 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
 - ・ 前年の合計所得金額が次に掲げる額以下の人

扶養親族がない場合	28万円 + 10万円
扶養親族がいる場合	28万円 × (扶養の人数 + 1) + 16万8千円 + 10万円

- ◎ 所得割が課税されない人

- ・ 前年の総所得金額等が次に掲げる額以下の人

扶養親族がない場合	35万円 + 10万円
扶養親族がいる場合	35万円 × (扶養の人数 + 1) + 32万円 + 10万円

【納税の方法】

町県民税の納入方法には、普通徴収、給与特徴、年金特徴の3通りがあります。

徴収方法	説明	納期限
普通徴収	税額を年4回の納期に分けて納めていただきます。 (口座振替や納付書による納付)	第1期：6月末日 第2期：8月末日 第3期：10月末日 第4期：1月末日
給与特徴 (給与からの特別徴収)	給与支払者(会社など)が、毎月(6月から翌年の5月までの12か月)の給与から税金を差し引いて町に納めます。	給与から徴収した月の翌月の10日
年金特徴 (年金からの特別徴収)	年金支払者(日本年金機構等)が、年6回(偶数月)の年金の支払の際に、年金から税金を差し引いて町に納めます。 (年金所得にかかる税額のみ対象)	年金支給月の翌月の10日

※ 上記納期限が土・日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

【町県民税の申告について】

和木町に住所のある人は、原則として3月15日までに町県民税申告書を提出しなければいけません。

ただし、次の項目に該当する人は申告の必要はありません。

- ・ 所得税の確定申告をした人
- ・ 前年中の所得が給与所得のみの人で、会社から役場に給与支払報告書が提出されている人、または公的年金に係る所得のみの人 など